

仙台白百合女子大学 公的研究費等の使用に関する行動規範

仙台白百合女子大学は、文部科学省制定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、公的研究費等の使用に関する行動規範を定め、本学の教職員一人ひとりがこれを実践するものとする。

1. 教職員等は、公的研究費が国民から徴収された税金等で賄われているものであることを留意し、交付の目的に従って適正な使用に努めなければならない。
2. 教職員等は、公的研究費の使用にあたって、本学が定める規程並びに事務手続きについてのルールを遵守しなければならない。
3. 教職員等は、研究活動にあたっては、調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用等の不正行為を行ってはならない。
4. 教職員等は、公的研究費の使用にあたっては、取引業者との関係において不信を招くことがないようにしなければならない。
5. 教職員等は、コンプライアンス教育の研修会に参加し、関係法令・公的研究費使用ルールの理解に努めなければならない。
6. 教職員等は、公的研究費の不適切な使用が自身の問題にとどまらず、本学におけるすべての教育研究に深刻な影響を与え、さらに社会の信頼を大きく損なう重大な事態であることを十分に自覚し、責任ある研究活動を行わなければならない。

2018年6月20日作成